

届書を茨木市に出すときは一通だけ出して下さい。

離婚届

令和 年 月 日 届出

午前 午後 時 分 受付

大阪府茨木市長殿

受理 令和 年 月 日	発送 令和 年 月 日					
第 号						
送付 年 月 日	大阪府茨木市長 印					
第 号						
書類調査	戸籍記載	記載調査	調査票	附票	住民票	通知

記入の注意

鉛筆や消えやすいインキで書かないでください。
 筆頭者の氏名欄には、戸籍のはじめに記載されている人の氏名を書いてください。
 届書は、1通でさしつかえありません。
 この届書の本籍地でない役場に出すときは、戸籍謄本が必要ですから、あらかじめ用意してください。
 そのほかに必要なもの 調停離婚のとき→調停調書の謄本
 和解離婚のとき→和解調書の謄本
 審判離婚のとき→審判書の謄本と確定証明書
 認諾離婚のとき→認諾調書の謄本
 判決離婚のとき→判決書の謄本と確定証明書

本届書中
 字加入
 字削除
 字訂正

夫 (EP)

妻 (EP)

離婚後の氏のみかた

おつ

住定年月日

(1) 氏名	夫 甲野 義太郎	妻 甲野 梅子
生年月日	昭和53年6月23日	昭和57年10月5日
住所	大阪府高槻市桃園町 2 番地 1 号	大阪府茨木市馬前三丁目 8 番地 13 号
本籍	大阪府北區扇町一丁目 235 番	大阪府茨木市大字泉原 332 番地 3 号
離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚	<input type="checkbox"/> 調停
婚姻前の氏に	<input checked="" type="checkbox"/> 夫は <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる	<input checked="" type="checkbox"/> 妻は <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる
未成年の子の氏名	夫が親権を行う子 甲野 敬	妻が親権を行う子 甲野 花子
同居の期間	15年1月から (同居を始めたとき)	24年2月まで (別居したとき)
別居する前の住所	大阪府高槻市桃園町 2 番地 1 号	
別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯 (国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)	
夫妻の職業	夫の職業	妻の職業
届出人	夫 甲野 義太郎 (印)	妻 甲野 梅子 (印)
署名押印		
事件簿番号		

証人 (協議離婚のときだけ必要です)	
署名印	豊川 孝助 (印) 北 辰子 (印)
生年月日	<input checked="" type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 明治 57年 3月 8日 <input type="checkbox"/> 大正 <input type="checkbox"/> 西暦 23年 4月 1日
住所	大阪府箕面市西小路 四丁目 6 番地 1 号
本籍	大阪府箕面市西小路 四丁目 6 番地

父母がいま婚姻しているときは、母の氏は書かないで、名だけを書いてください。
 養父母についても同じように書いてください。

には、あてはまるものにのようにしるしをつけてください。

今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください。(この場合にはこの離婚届と同時に別の届書を提出する必要があります)

もとの戸籍にもどる場合には、里方の戸籍謄本1通が必要です。

同居を始めたときの年月欄には、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。

届け出された事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます

未成年の子がいる場合は、次ののあてはまるものにしるしをつけてください。
取決めをしている。
まだ決めていない。
 (養育費の分担)
取決めをしている。
まだ決めていない。
 (未成年の子がいる場合に父母が離婚をするときは、面会交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。)

- ◎ 署名は必ず本人が自署して下さい。
- ◎ 印は各自別々の印を押して下さい。
- ◎ 届出人の印を御持参下さい。

本人確認	
夫	確認 免・バ・他()
通知	年 月 日
妻	確認 免・バ・他()
通知	年 月 日

届出人の連絡先	
<input checked="" type="checkbox"/> 夫	勤務先電話 072(622) 8121
<input type="checkbox"/> 妻	
<input checked="" type="checkbox"/> 夫	自宅電話 072(620) 1621
<input type="checkbox"/> 妻	
<input type="checkbox"/> 夫	携帯電話 ()
<input type="checkbox"/> 妻	

◎ ◎ 証人は成人の方が二人必要です。
 ◎ ◎ 同氏でも別々の印鑑を押して下さい。